

## 政務活動費の導入について

- 1 議長諮問事項に対する答申（令和4年9月5日） 資料 2-2
  
- 2 先進地事務調査報告書（令和5年9月28日） 資料 2-3
  
- 3 全道町村議会実態調査表（令和5年7月1日現在） 資料 2-4
  
- 4 議会の検討スケジュールについて
  - (1) 素案確定（議会内部での叩き台～複数案可） 令和6年12月
  - (2) 原案確定（町民意見を反映した案～複数案可） 令和7年 4月
  - (3) 案確定（専門家の意見を加味した案～統一見解） 令和7年 7月
  - (4) 成案（議会提案～議決） 令和7年9～12月
  - \* 任期内の施行を目標とする（令和8年5月～）。
  - \* 「町民の意見反映」の手法は、議会モニターや諮問会議委員とする。
  - \* 「専門家の意見反映」の手法は、議会サポーターの活用を想定する。
  - \* 全員協議会は議会運営委員会での調査に応じて適宜開催する。
  - \* 議員間討議は創意工夫をし、各議員の意見を最大限引き出す手法とする。
  - \* 検討経過は「議会だより」で継続的に広報する。
  - \* 事務量の実態把握のため、事務局研修を適宜実施する（音更町・鹿追町等）